附　則

1　この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。

2　この告示の施行の日前にインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者となった者の在留期間の更新の手続については、この告示による改正後の経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針第五の一又は二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四十一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項の登録施設利用促進機関の代表者の氏名並びに同条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年三月九日　　文部科学大臣　松本　洋平

一　登録番号　第〇〇三号

二　登録施設利用促進機関の名称　一般財団法人高度情報科学技術研究機構

三　変更事項

変更事項	変更後	変更年月日
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　田島　保英	令和二年六月二十三日
利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター 兵庫県神戸市中央区港島南町七丁目一番二十六号	平成二十九年九月四日

○農林水産省告示第三百四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和七年八月十四日農林水産省告示第千二百四号（令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第三項の規定に基づき、令和八年産の麦に係る組合員等が増加する共済金額に対する共済掛金を支払う期日を次のように定める。

令和八年三月九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

農業保険法施行規則第九十一条第三項の農林水産大臣が定める日は、令和八年三月三十一日とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月十四日農林水産省告示第千五百二十九号（令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第八十四号

令和八年二月四日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年三月九日　　外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十六億三千四百八十三万円（二一、六三四、八三〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、首都圏鉄道三号線改修計画（第三期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　年間の利子率は、〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　(3)　借款は、フィリピン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(1)　(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。